

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県国際交流協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	多文化共生地域づくり推進事業業務委託	県民に対する異文化理解・相互理解の啓発事業及び外国人住民支援事業等に係る業務委託	29,134,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、多文化共生の地域づくりを推進するため、県民に対する異文化理解・相互理解の啓発事業及び外国人住民支援事業等について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成2年に旧自治省から地域国際化協会として認定を受け、国際交流や国際協力に関して、国や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な活動を行える県内唯一の公益財団法人である。地域の国際化の推進や外国人にとって暮らしやすい環境の整備などの事業ノウハウを有し、県全体を対象に迅速かつ効率的な事業遂行が可能であり、継続性の面でも安定的に運営できる団体は同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
2	外国人住民等相談窓口運営事業業務委託	外国人住民等に対する行政・生活全般の情報提供・相談対応事業等に係る業務委託	9,724,740	第167条の2第1項第2号	本業務は、外国人材の受入拡大に伴い、生活者としての外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う相談窓口の運営事業について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成2年に旧自治省から地域国際化協会として認定を受け、国際交流や国際協力に関して、国や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な活動を行える県内唯一の公益財団法人である。外国人に対する相談業務や国際交流ボランティアの養成、日本語教室、外国人向けの防災講座を実施するなど外国人住民支援のノウハウを有し、県全体を対象に迅速かつ効率的な事業遂行が可能であり、継続性の面でも安定的に運営できる団体は同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
3	地域日本語教育体制整備事業業務委託	外国人住民に対する生活等に必要日本語教育事業等に係る業務委託	5,139,550	第167条の2第1項第2号	本業務は、外国人住民が生活等に必要日本語能力を見に付けられるよう、地域における日本語教育を推進するコーディネーターを配置し、地域や外国人のニーズを踏まえた日本語教育事業等について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成2年に旧自治省から地域国際化協会として認定を受け、国際交流や国際協力に関して、国や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な活動を行える県内唯一の公益財団法人である。これまで県内で唯一、外国人住民に対する日本語講座を実施しており、長年にわたる実績や事業ノウハウを有し、県全体を対象に迅速かつ効率的な事業遂行が可能であり、継続性の面でも安定的に運営できる団体は同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課